

\*

この春わたしがまとめた『性別のありか』（『女性の社会問題研究報告』第2集所収）に対して、このほど、都下町田市にお住まいの酒巻賢治氏より丁寧なコメントが寄せられた。今号で、その内容を紹介し、併せてわたしからのリプライをものべてみることにしよう。

酒巻氏には、まだお目にかかったことがないが、氏が『三浦つとむ通信』第3号（1978年10月、三浦つとむを編む会準備会刊）に、『『手習草紙』を創刊する夢』なる一文を寄せておられたのがきっかけで、お手紙をいただくことになった。その文章をみたわたしが、趣旨に共感し、転印刷方式を採用した場合のサムネイルにするかと、上記報告集を参考までにお送りしたところ、思いがけず、『性別のありか』に関するコメントをまとめて、早速返書下さったのである。そこで、創によって強引にわたしがお願いしたのだが、氏は快く私信の引用を許可してくださった。

酒巻賢治氏のコメントは、つぎのようである：

◀ 『性別のありか』についての私の感想——

・性別を<自然的性別>との区別において考えることにはまったく賛成です。しかし「性別が規範である」と言われているところは、「性別は（自然的事実ではなく）規範的レベルでの事実性である」とでも言った方がよいのではないかと私は考えます。性別が即規範なのではなく、規範（根源的には「性的自己把持」という実践的認識——意志——の固定化・対象化において成立した自己規範）によって<意義づけ>られた事実（自然的存在性）である、からです。

「どんな社会でも、性別と性別規範とは、ひとかたまりのものとして、個体に受けとられるしかないのですが、これは、性別が規範であることによります」という指摘は、——前述の点を保留して——見事だと思いました。但し、性別から性別規範への上昇は「必然的なもの」（ないし性的な「構造」）ではなく、性別じたいが規範（的事実性）であることによって、性別と規範の（この形容詞は不必要か？）性別規範とが「ひとかたまりのものとして」受けとられる可能性が与えられる、のだと考えます。（これは橋爪さん自身も Fig.1 及びその説明において「実質的」に主張されているようなのですが……）（このへんのところは、客観主義的唯物論との——また——私はく構造主義>についてよく知りませんが——構造主義との原理的差異にもかかわるかと思えます。?）

さて、性別という「規範」を、「記号的な秩序」と呼んでおられるのは、私には理解しかねます。どういうことなのでしょう？ 論文のおしまいの方では「性空間に性別を書きこむしは……身体に付加された一種の記号——社会的性徴——です」とも述べておられます。これを併せて考えますと、たんなる自然的な個体が規範によって（社会的）性別という<規定性>を受けとることと、「記号が付加される」と観ておられる、かに思われます。<事物の規定性>ないしく規定性を帯びた事物も<記号>・<言語>も（認識との）目に見えない関係を背後にひそめた実体であり、その点は共通ですが、一方は<非表現>であり他方は<表現>であるという点が異なっています。<性別>それ自体は規範によって意義づけられた事実性であって、<表現>ではないのですから、そもそも<記号>は<表現>の一種であることからして、<記号>ではありえません。

あるいは「記号的秩序」という言い方は、規範の現象的なあらわれ方を指しておられるのでしょうか？ たとえば衣服は実用物であると同時に<表現>でもあります。<表現>として、

作った人や着る人の思想を反映します。その思想(個人の認識<sup>40</sup>)には規範としての性別(「私は女である」)や<性別規範>(「せらしい衣服とは……である」)といった認識がとりこまれていることでしょう。それは、衣服ばかりでなく、しぐさ・食べ物・ことばづかい・嗜好 etc. ……についても言えます。この意味で私たちの<世界>は表現に満ち、表現はまた「規範的<sup>45</sup>な意味」をもっているとも見られます。その社会に一般的な性別規範と着しく背反した服装をすることは、それ自体強い表出性をもった<表現>となり、美的な秩序から湧き上がることにもなります。……等々。しかし、こうした<表現>は<表現規範>に支えられている訣ではないので<記号>とは云えません。<sup>50</sup>また、無理に<記号>概念を拡張する必要がとくにあるようにも思われません。平明に<規範>論として具体的に論ずれば済むのではないのでしょうか?

※<記号>については、三浦つとむ『言語・記号・象徴』(『言語学と記号学』所収)の考<sup>55</sup>之によりました。

ほんとうはソシオロギス誌に書かれた「『記号空間論』の基本視座』も読んでから、このへんのごときは書こうと思っていたのですが、そう言っただけは遅くなるばかりなので、参<sup>60</sup>照しながら書き直しました。

半陰陽者という「あいまいな、マエ的な」事象(der Bastard)をとりあげて、「身体的性別と社会的性別とのあいだのソゴと亀裂」を顕示的に指摘されたのには、さすがと感じ入りました。周到にも返す刀で「着せぬ labeling theory」に注意されて<sup>65</sup>いることにも感心いたしました。

論考は「性的自己把持」の根拠志向という課題に踏みこみ、フロイトの考之に着目されたところを終わっていますが、今後の展開を期待します。≫(酒巻賢治氏の、橋爪宛私信、1978年11月

24日付より)

70

また、酒巻氏は、今回の引用に際して、特に、つぎのような「後記」を寄せられた。

«この「感想」は、あくまで「アドリア」で書いたもので、<性別>や<性別規範>についての私の研究をなんら媒介していません。そのため、論点はもっぱら<認識論的な>抽象のレベルで提出されているにすぎません。なほ、橋爪さんの思考に反撥する私の哲学的立場が直接的に表出されているにすぎない、と言えます。このような無媒介性を脱して、将来、同一の個別対象についての具体的な把握の次元で、議論ができるようになるれば一番よいのだが、と思っております。もっとも、橋爪さんがこの「感想」に答えて書いて下さるということには、それ自体の意義があると思います。(私の関心から言えば、橋爪さんが唯物論的な論理をどう考えられるか、に興味があります。)»(酒巻賢治氏の、橋爪宛私信、1978年12月20日付より)

寛大に引用を許して下さった酒巻賢治氏の厚意に、この場をかりて心よりお礼申しあげたい。

\*\*

評者の理解が許さなかったものであればあるだけ、筆者の側からあらためて評者へ切りかえすべき余地もまた小さくなる。それゆえ、酒巻氏の論評に対して、わたしは、氏とわたしとをわかつかせぬ本質的な論点にたちかえることによりて対応するしか、あるまい。これはおそらく、氏が周到にも、「後記」の末尾(頁80-82)でのべておられるところでもある。そして、その論点とは、わたしの言い方によれば、「規範」もしくは「記号的秩序」を、どの水準にどのような概念として樹てなければならぬのか、ということになるし、それを酒巻氏の論点からとらえかえせば、わたし(の「記号空

間論")は「唯物論的な論理」をいったいどのように処遇するのが、という事なのだ。

こうした論点の中心にふみこむ前に、いったん原論文たる『性別のありか』に溯ってその内容を見返しておいた方がよいだろう。この文章は、編集担当者の依頼で急遽まとめたものである。その前年の『性別論(予稿)』(1977年3月)にもとづきながら、二番煎じとなることをさけるために、『性別論』では割愛した性分化と半陰陽の要約的な紹介を、文幅に盛りこむようにした。その反面、理論的な到達としては、『性別論』からただの1%も失入すすんでいるわけではない。したがって、『性別のありか』は、『性別論』と併せて読まないで、本当は解りにくいのである。しかし、酒巻氏は、『性別のありか』だけから、直ちに議論の核心をつかみだした。

性別をめぐる議論を、わたしは、それ自体としての興味もさることながら、「記号空間論」の全体的な構想との関連で、展開しようとした。「記号空間論」の構想そのものについては、これまでも何度かのべたし、今後も折にふれてのべつづけるつもりなので、ここでふれなおすまでもあるまいが、要は、社会事象を「記号的秩序」においてとりだし、それに対して記述的に妥当な理論を構成するにある。〈性〉は、(狭義の)言語や権力と並んで、社会事象の基本的な1領域をなすはずなので、とりあえて性別論が、この領域での記号的秩序の存在を創証する、と見こまれたのである。そこで問題は、当然、このような想定が根拠をもつかどうか、ということになる。

酒巻氏自身がのべておられるように(2254-56)、氏の論評は、基本的には、三浦記号論にそって行っている。わたしは、『言語学と記号学』をはじめ、三浦つとむの語著作にうるところが多かったけれども、必ずしも三浦つとむの良し讀者ではない。が、それでも、酒巻氏の提出した論点が、三浦理論からまづ下される批判点であることぐらいは、わかる。三浦つとむは、わが国に希有な、すぐれた合理主義者であると思うので、尊敬しているが、わたしの「記号空間論」が

三浦理論とは異なる構想にもとづく以上、上述の批判から自らを防御していく必要がある。

下準備として、三浦理論について、ざっとふれてみよう。

三浦理論をあえてひと口に特徴づければ、(巧妙な)反映論である、と言うべきだろう。反映論である、と言えるのは、あくまでもいわゆる唯物論に立脚した上で、人間のもつ観念にも、それに固有な独自の作用をみとめているからであって、認識論も、表現論も、みなこのシエーマの上に展開される。また、巧妙だと言えるのは、特にそれが規範の概念をたてて、言語やそのほかの表現を解きあかしてはこうとする、教条にとらわれぬ独自の柔軟さに思っているからである。

三浦理論の如き唯物論に立脚すれば、社会を「記号的秩序」においてながめようとする試みのたぐいは、なんらの意味をなさない、と映ることになる。実在的であるのは、社会過程の物的基盤——酒巻氏は「自然的事実」(224)、「自然的存在性」(228-9)と言及している——であって、それ以外であるはずがないから。官能的な世界はそのように出来上っている。観念の過程は、ただそのような世界のなかで、それにかかわる限りで営まれるものであるだろう。……

三浦の言語-記号論には、細かくみれば、(たとえば、2重分節論に対する批判が行きとどかない、など)問題を含む部分もあるが、規範の概念を核にして組み立ててあるとみるは、充分妥当だとうなずける。わたしも、言語の本態は規範ではないかと思ったり、その事実を理論の中心に描く〈言語〉派社会学を構想するようになった。そこで、規範をどうとらえればよいのかを、つぎには、きりさせなければならぬ。わたしには、三浦つとむの規範のとらえ方は、主義主義的にすぎるように思われる。

三浦つとむによれば、言語と記号とは、同じく規範にもとづいた表現であることにおいて共通するのであるが、つぎの点で区別され



るだろう、という：

≪ 言語はその規範が成立すると、使われる範囲が社会的に拡大していき、人びとは同じ規範を使うよう強制される。誰もが共通に使うところの普遍的な規範が、実践的に必要とされているのである。これに対して、記号の規範にはこのような普遍的な性格が欠けている。われわれは必要に応じて、自分個人のため、他の人間には理解できないような・特殊な記号規範をつくり出し、独自の記号を工夫して使用することができる。このような個別的な規範も、やはり実践的に必要とされているのである。≫ (三浦つとむ「言語学と記号学」、『言語学と記号学』(1977年) p.19)

三浦の用語法では、記号/言語は、このように相互に排他的な概念であるが、それは、おのおのを支える規範のあり方の差異にもとづく。前者が開かれた規範であるとするれば、後者は閉じられた規範であるのだ。

言語を特徴づけるのに、それを成り立たせる規範が「普遍的」だと言っただけで、よいのであろうか？ 当該社会に共通する規範であれば、法規範など、ほかにもいろいろありうる。それら社会規範のあり方から、言語規範を区別する方がよい。言語は特別の事象である。言語が人間を人間たらしめているのだ、と書いてもよい。

たしかに、多くの規範は、三浦の言うように、集合的もしくは個別的意志のはたらきによって、かたちづくられる。(それゆえ、それら意志のはたらきによって、無化することもできるだろう。) ところで、それらは、なにを規範化しているのか？ 記号の規範であれば、何が何を指示するかという対応関係の全体を、規範化するものである。また、法の如き社会規範であるなら、向らかの行為や手続きの種類を、それ以外のものから区別して指定し、規範化しているにちがいない。これらは、すでに規範に成立して存在しているような両項を結びつけたり、本来生起しうる事象のうちからあるも

のを排除したりする操作にはたらく規範である。これらの規範は、人間個体の社会的な生にとって、言うなれば副次的なもの(なしでもすむ余剰なもの)である。それゆえにこそ、ことさら「強制」としてあらわれにくくすることができるのだ。しかし、言語は、そのようにはたらく規範とは異なる。言語に失われて、その外側に、規範化すべき事態をもっているのではない。むしろ、言語という規範それ自体が、人間の人間的ないとなみをかたちづくっており、人間の人間的な対象を創出していき、と云うべきである。その点で、人間にとって、言語は、「強制」であることすらできず、深い層に属する。三浦がいうような言語の「普遍的性格」の由来は、そこにあるとみるべきだ。言語は、自覚的な規範であるより以前に、反省に先立つ身体の根源分割のようなものである。

Saussure の議論が、言語を、他から切りはなし独立して論じうべき対象として画定した、と今日評しているのは、彼が少くとも、いまのべた点を衝きあてていたからである。それゆえ、彼の議論のあらゆる欠陥にもかかわらず、それをしりぞけ、あるいはそれを越えてすすむのは、容易でない。三浦つとむの Saussure 批判はやや軽すぎる印象をうける。また、言語が人間の深い層をかたちづくるという知見は、Piaget によって、また Chomsky によって掘り下げられた。かれらは、いずれも、人間の発達現象に着目した理論家なのであるが、三浦つとむが発達現象をどのように扱うのか、興味のあるところだ。

ゆたしは、規範を、諸個体の身体に結びつきつづいたものから、そうでないものまで、何層かにわけることが重要だろう、と考えた。同じく、規範といふことも、そのあり方が互いにまざる異なるからである。まだ煮つめていないが、さしあたり、(純粹)規範——社会規範——規約、の3層を、区別すべきだろう、と思つ。まず、規約は、明元的に考察しうるものである。(三浦理論にいう、記号規範も、これに相当するはずである。) 社会規範は、合意や命令、慣行

など(広義の)権力を介して、当該社会に通用しえては規範をいう。(書字法のような規範が、正書法として社会規範化される、ということも、当然おこりうる。) (神野)規範とは、言語のようなあり方をする規範のことである。言語と言っても、通岸のように音声言語を習得してのちに書字法を知る場合、盲人の場合、手話の場合、ハレン・ケラーの場合、とさまざまの内幕をもつが、これらの違いを捨象して、ただ身体に実現された純粹の規範としてだけ、とらえておく。

言語は人間の経験を支配する力をもっており、言ってみれば、人間の手にする実在を、かたちづくってしまう。言語は、社会理論が考慮すべき、独立した作用である。言語は、どの個体が考案したのでもないのに、社会の到るところに広がっており、しかも個別的な要素を多分に含んでいる。人間の社会生活は、特定の言語を前提にした、自然生態系の一種の形態化——これを、記号的秩序と称している——として、営まれる(しかない)。

(純粹)規範として言語をみとめたことによつて、わたしの「記号空間論」は、いわゆる2重の現実性(double reality)論を、採用することになる。これは、大まかに言うと、三浦理論の如くたつような唯物論的現実性も、それに対する現象学的現実性も、互いに他人解消しつくすことができない(すなわち、いずれも、極上の立場を構築する)ことを思越した上で、そのような両義性において世界を再構成しようとする図式であるのだが、詳しくはまた、別稿を用意するつもりである。

さて、前向きが長くなりすぎてしまったが、酒巻氏の批判点に、順にこたえなければならぬ。

冒頭、22-9に指摘の点は、主旨が明確でよく理解できる。一時期のわたしであれば、双手をあげて賛成したかもしれない。ここでのいきぢがいは、ひとつには、用語の問題だろう。わたしが「性別」と言うときには、社会的性別をさしてあり、事実(ないし自然的存

在性)にあたるものは、自然的性別として問題にしている。さらに、規範の用法も、三浦理論の概念からは大きくはみだしている。

22-10-22、性別規範に関する点は、わたしの議論も三浦理論とかわらぬはずなので、問題ないと言えよう。

223に酒巻氏が表明しておられる疑問が、まさに今回のコメントの核心である。ここでも用語上の障壁があり、わたしのいう「記号的秩序」を、三浦理論の記号概念と即座につけて考えるなら、わけがわからなくなつて当然だ。むしろ、これは、性別規範の現象的なあらゆるたぐいを、指しているのではない。(それゆへ、2237-53の危惧は、無用である。) それらあらゆるものを、わたしは比喩的に、社会的性徴とよんだ。衣服や所作、髪形を含めて、どんな社会も、性別に定められた身体加工の諸様式を有している。(これは、≪表現規範に支えられていない≫とは言ひ切れないので、三浦理論の枠からしても、「場としての表現」と解釈したほうがよいように思う。) ところで、あらゆることとかくあることとは、相即あるものだ。人間は、生殖器や性徴をおおいかくしているので、<性>的存関係をこゝら身体加工に託してかたちづくること、できるようになる。わたしが記号的秩序に属すると言いたかつたのは、こうした人工的な工夫によつて浮きたたせられる、男/女の2極的な性別の対比のことなのである。(性別は、自然的な事実ではなくて、ひとつの対比である。自然界にあるのは、性分化のプロセスだけなのでから。)

性別が規範である、とのべたのは、性別という事態が人間に問題としてみえてくるのは、言語の獲得と並行するだろう、という前提にもとづいてであった。そうであるなら、性別を記号的秩序としてとらえて、かまゆないはずである。いわゆる唯物論的な論理から人々に攻撃されてもびくともしなないだけの備へは、あつてもいい。

HASHIZUME Daisaburo : 5-9-11 Zaimokuza Kamakura 248 JAPAN

0467-22-1030 # YOKOHAMA 51782 CN 74 ¥25.-/ 10 pages